

あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業

プロポーザル実施要領

2023年6月

始良市

目 次

第1章	用語の定義	1
第2章	目的	2
第3章	募集事項	3
第1節	基本事項	3
第2節	契約締結までの流れ及び実施スケジュール	5
第4章	応募に関する条件	7
第1節	応募者の構成	7
第2節	応募者の参加資格要件	8
第5章	応募手続きに関する事項	9
第1節	公告に関する事項	9
第2節	実施要領等に関する質疑回答	9
第3節	参加資格確認申請書類の提出	9
第4節	参考資料の閲覧及び現場確認	10
第5節	質疑受付	11
第6節	技術提案書類の提出	11
第7節	辞退	11
第8節	事務局	12
第9節	留意事項	12
第6章	提出書類	13
第1節	参加資格確認申請書類	13
第2節	技術提案書類	13
第3節	辞退届	13
第7章	提出書類作成要領	14
第1節	一般的事項	14
第2節	技術提案書	14
第3節	価格提案書	14
第8章	審査方法	15
第1節	選定委員会による審査	15
第2節	プレゼンテーション・ヒアリング	15
第3節	審査基準	15
第4節	選考結果	15
第9章	事業者の決定後の対応	16
第1節	契約手続き等	16
第2節	契約を締結しない場合	16
第10章	事業の条件	17
第1節	業務見積に関する条件	17
第2節	事業の継続が困難となった場合の措置	20

第1章 用語の定義

実施要領では、次のように用語を定義する。

本市	：	始良市をいう。
本事業	：	「あいら清掃センター」、「あいら最終処分場」及び「西別府一般廃棄物最終処分場」の運営管理事業をいう。
あいら清掃センター	：	あいら清掃センターを構成する施設で、焼却施設、灰溶融施設、構内道路及び植栽等の敷地内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
あいら処分場	：	あいら最終処分場を構成する施設で、最終処分場、浸出水処理施設、構内道路及び植栽等の敷地内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
西別府処分場	：	西別府一般廃棄物最終処分場を構成する施設で、最終処分場、浸出水処理施設、構内道路及び植栽等の敷地内の設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
本件施設	：	「あいら清掃センター」、「あいら最終処分場」及び「西別府一般廃棄物最終処分場」の総称をいう。
事業者	：	本市が設置する審査機関から優秀提案の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として本市が決定した応募者で、本市が事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
応募者	：	本事業の公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加する企業をいう。
代表企業	：	プロポーザルにおいて応募者が複数の企業で構成される場合の代表を務める者をいう。
実施要領	：	本事業のプロポーザルに参加する者に対して、本市が事業条件、参加手続き等を説明するための書類をいう。
要求水準書等	：	要求水準書、要求水準書添付資料、様式集及び業務委託契約書(案)の書類をいう。
事業契約	：	本事業の運営の実施のために、本市と事業者が締結する契約をいう。
維持管理業務	：	本事業のうち、本件施設の維持管理に係る業務をいう。
運転業務	：	本事業のうち、本件施設の運転に係る業務をいう。
事業引継ぎ期間	：	事業者が本件施設の「既存運転事業者から、円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間をいう。
運営期間	：	事業者が事業契約に基づいて本件施設の運営管理業務を行う期間をいう。
事業期間	：	事業契約締結日から事業終了までの期間をいう。

第2章 目的

本市では、本事業をプロポーザルにより実施することとした。

本事業では、本件施設の基本性能を発揮させつつ、民間の創意工夫による適正処理（安定性、衛生・安全性、経済性）の提案を取り入れた良質な運営管理と経費の効率化を図ることを目的としている。

前述した本事業に関する目的を踏まえた上で、実施要領は、プロポーザルの実施に係る概要及び手順等を示すものであり、本事業を実施する事業者を選定するにあたり、応募者に公表するものである。

本事業の公募に参加を希望する場合は、実施要領の内容を踏まえ、必要な書類等を提出すること。なお、以下に示す1から5の資料は、実施要領と一体の資料として配布するものである。

- 1 実施方針
- 2 優先交渉権者選定基準
- 3 様式集
- 4 要求水準書
- 5 業務委託契約書（案）

第3章 募集事項

第1節 基本事項

1 業務名

あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業

2 本件施設の名称及び所在地

- (1) あいら清掃センター及びあいら最終処分場
鹿児島県始良市加治木町西別府 5438 番地 1
- (2) 西別府一般廃棄物最終処分場
鹿児島県始良市加治木町西別府 5402 番地 2

3 本件施設の管理者

始良市長 湯元 敏浩

4 上限金額

9,493,484,000円 (15年間)

(消費税及び地方消費税は含まない)

5 本件施設の概要

本件施設の概要は表1に示すとおりである。

表1 本件施設の概要

中間処理施設 (あいら清掃センター)	建築物	建築面積	2,061.75 m ²
		延床面積	3,213.16 m ² (地下水槽類は除く)
		構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階
		供用開始	平成21年3月
	焼却施設	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉
		処理能力	74t/日 (37t/24h×2炉)
		計量設備	トラックスケール (最終処分場と共用)
		受入・供給設備	ピット&クレーン方式
		燃焼ガス冷却方式	水噴射式
		排ガス処理設備	ろ過式集じん設備+有害ガス除去設備+無触媒脱硝設備
		焼却飛灰処理設備	場外処分 (山元還元)
	余熱利用設備	燃焼用空気加熱・場内給湯設備	
	灰溶融施設	処理方式	燃料燃焼式 (灯油)
		処理能力	8.5t/日 (8.5t/24h×1基)
		燃焼ガス冷却方式	水噴射式
溶融飛灰処理設備		場外処分 (山元還元)	
排ガス処理設備		ろ過式集じん器	

最終処分場 (あいら最終処分場)	供用開始	平成 18 年 9 月 (埋立期間：15 年間)
	埋立地	埋立面積：2,100 m ² クローズド型
		埋立方式：セルアンドサンドイッチ方式
		全埋立容量:19,250 m ³
	浸出水処理施設	建築面積：600.14 m ²
		延床面積：975.90 m ² (地下水槽類は除く)
		処理能力：11 m ³ /日
処理方式：凝集沈殿 + 逆浸透膜処理 (脱塩) + 消毒		
最終処分場 (西別府一般廃棄物 最終処分場)	供用開始	昭和 61 年 3 月 (埋立期間：15 年間)
	埋立地	埋立面積：6,800 m ²
		埋立方式：セルアンドサンドイッチ方式
		全埋立容量：34,000 m ³
浸出水処理施設	建築面積：65.79 m ²	

6 業務内容

事業者の行う運転・維持管理業務の概要は、次のとおりである。詳細については「要求水準書」に記載する。

- (1) 搬出入管理業務
- (2) 運転管理業務
- (3) 維持管理業務
- (4) 環境管理業務
- (5) 情報管理業務
- (6) 防災・防犯・警備等管理業務
- (7) その他付帯業務

7 運営期間

事業者は、運営期間にわたって本件施設の運転・維持管理業務を実施する。

また、事業者は、事業引継ぎ期間中に既存運転事業者から事業の引継ぎを受けることとする。

- (1) 運営期間：令和 6 年 4 月 1 日～令和 21 年 3 月 31 日【15 年間】(予定)
- (2) 事業引継ぎ期間：令和 6 年 1 月 15 日～令和 6 年 3 月 31 日(予定)

8 契約の形態

本市は、本事業を受託した事業者と、事業契約を締結する。

なお、契約に関する事項の詳細は、「業務委託契約書(案)」に示すが、支払い条件、委託費の減額等に関する事項は、第 10 章に示すとおりとする。

9 関係法令等の遵守

本市及び事業者は本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第2節 契約締結までの流れ及び実施スケジュール

1 事業者の募集及び選定方法

本事業の事業者決定は、公平性、透明性の確保の観点から、審査機関を設けプロポーザルにより行う。

なお、応募者が実施要領に示す参加資格要件を満たしており、かつ応募者の提案内容が技術的観点等から本市の要求水準を満足することが見込める内容であることを前提として、事業者を決定する。

2 プロポーザルの流れ

プロポーザルにおける公告から契約締結に至るまでの流れは、以下のとおりとする。

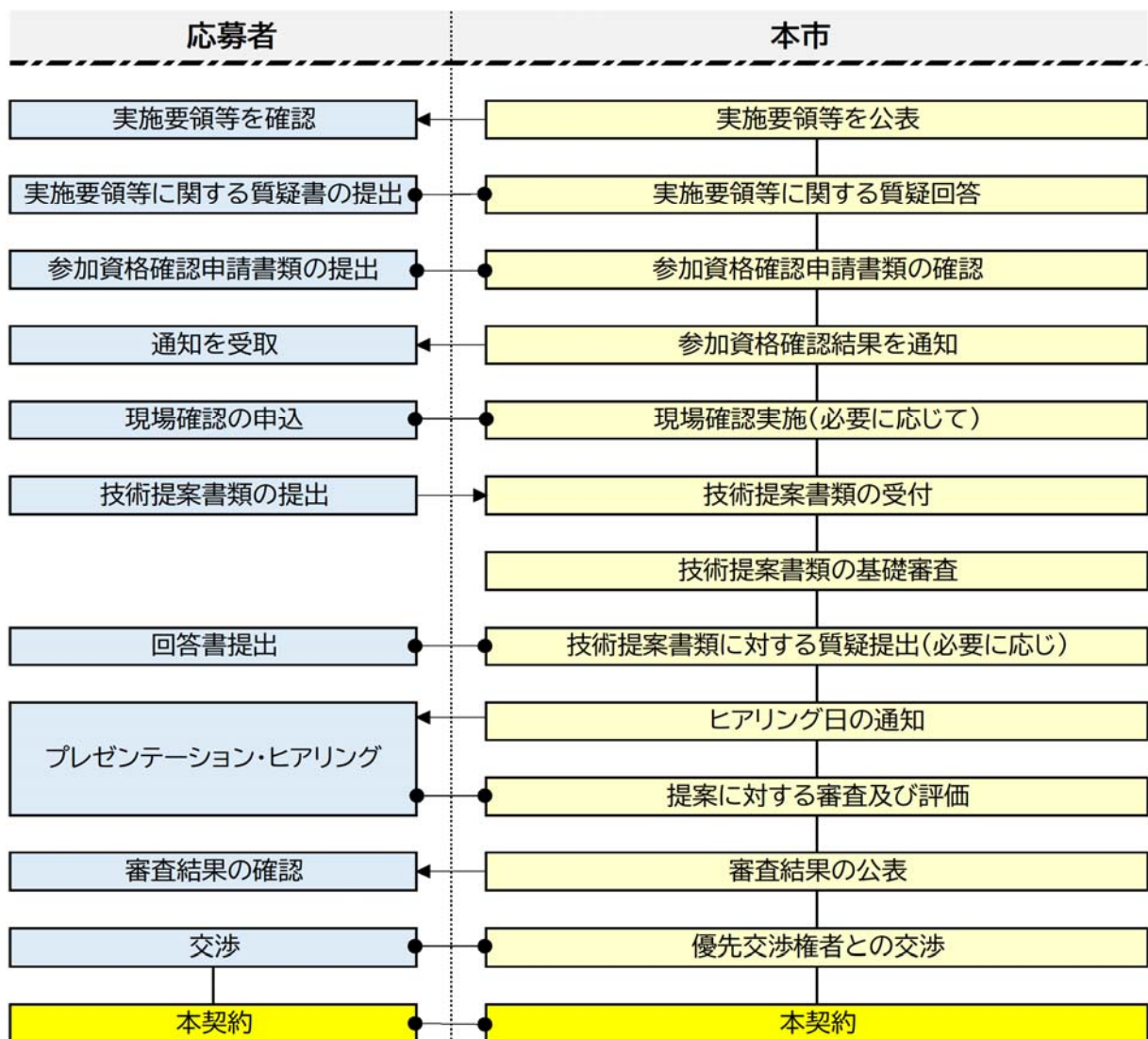


図1 プロポーザルの流れ

2 事業者選定スケジュール（予定）

本事業に関する事業者選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

表3 事業者選定スケジュール（予定）

内容	日程
① 実施方針（案）の公表	令和5年4月8日
② 実施方針（案）に関する意見の受付期間	令和5年4月8日～4月21日
③ 実施方針の公表	令和5年5月12日
④ プロポーザル実施公告及びプロポーザル実施要領等の公表	令和5年6月5日
⑤ プロポーザル実施要領等に関する質疑の受付期限	令和5年6月12日
⑥ 上記⑤への回答	令和5年6月19日
⑦ プロポーザル参加資格審査申請書類受付期限	令和5年6月26日
⑧ プロポーザル参加資格審査結果の通知	令和5年6月30日
⑨ 現場確認申込受付期限	令和5年7月7日
⑩ 現場確認期間	令和5年7月11日～7月14日
⑪ 要求水準書及び現場確認等に関する質疑の受付期限	令和5年7月18日
⑫ 上記⑪への回答	令和5年7月31日
⑬ 技術提案書類の受付期限	令和5年9月4日
⑭ プレゼンテーション・ヒアリングの開催	令和5年9月29日
⑮ プロポーザル結果の通知	令和5年10月4日
⑯ 事業契約（予定）	令和5年12月下旬

※ 現段階におけるスケジュール（予定）であり、⑨以降のスケジュールについては変更する
場合がある。

第4章 応募に関する条件

第1節 応募者の構成

応募者は次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

運転・維持管理業務の実施にあたっては、次に規定するものはもとより、本市の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本市内に本社もしくは支社がある企業を積極的に活用すること。

- 1 応募者は、単体企業（以下「応募企業」という。）または複数の企業によって構成されるグループ企業（以下「グループ企業」という。）とする。
- 2 応募者は、プロポーザル参加表明申請書提出時に各企業の担う役割を明らかにすること。
- 3 グループ企業は、代表企業と協力企業から構成されるものとする。
- 4 グループ企業を構成する場合、構成メンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- 5 グループ企業を構成する場合、構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。
- 6 グループ企業を構成する場合、構成メンバーのいずれかと資本関係または人的関係のある者が、他のグループ企業の構成メンバーとなることは認めない。

なお、「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。（以下同じ。）

(1) 資本関係がある場合

以下のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係がある場合

以下のア又はイのいずれかに該当する二者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員及びその他全ての役員を指す。

ア 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) その他事業者の決定の適正さが阻害されると認められる（(ア)、(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる等）場合

- 7 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

第2節 応募者の参加資格要件

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 令和4・5年度入札参加資格審査申請書を本市に提出している者であること。
- 3 本事業の公告日から事業者の選定が終了するまでの期間において、始良市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要領（平成22年始良市訓令第56号）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
- 4 始良市暴力団排除条例（平成24年条例第33号）及び始良市が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成27年告示第570号）に基づく入札等排除措置を受けていないこと。
- 5 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者
- 6 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者
- 7 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされていない者
- 8 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされていない者
- 9 本市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のない者
・運営委託アドバイザー業務事業者：株式会社東和テクノロジー
- 10 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注したバーナー式灰溶融炉を併設している全連続燃焼式焼却施設及び最終処分場を対象とした運転・維持管理等事業の受託実績を元請として有していること。
なお、受託実績は同一施設で平成25年4月1日から令和5年3月31日までの間で、連続して2年以上を有すること。
- 11 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する地方公共団体を構成員とする一部事務組合及び広域連合を含む）が発注した焼却施設の基幹的設備改良工事の受託実績を元請として有していること。
- 12 本件施設の運転・維持管理にあたり、責務を達成するために必要な資格者を配置できる者であること。

第5章 応募手続きに関する事項

第1節 公告に関する事項

本市は、以下のとおりプロポーザル実施要領等を公表する。

1 公告日

令和5年6月5日（月）

2 実施要領の配布

本事業に関する実施要領等を次のとおり配布する。なお、配布書類は本市のホームページからダウンロードすること。

配布期間：令和5年6月5日（月）から令和5年6月30日（金）まで

配布場所：始良市ホームページ

第2節 実施要領等に関する質疑回答

実施要領等に関する質疑を、次のとおり受け付ける。

1 質疑受付期限

令和5年6月12日（月） 15時まで

2 提出方法

実施要領等に関する質疑がある場合は、「実施要領等に関する質疑書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、電子メールにより事務局（第5章第8節参照）に提出すること。なお、電話や口頭による質疑は受け付けない。

3 質疑回答書の公表

実施要領等に関する質疑への回答は、令和5年6月19日（月）に本市のホームページにおいて公表する。なお、電話等による問合せには応じない。

あわせて、回答内容については、本事業に直接関係するもののみ回答するものとし、すべての質疑に回答するとは限らない。

第3節 参加資格確認申請書類の提出

本事業に参加する意思がある場合、応募者は参加資格確認申請書類を、次のとおり提出すること。

1 提出書類

第6章第1節に示す書類を提出すること。

2 提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに受付場所に必着すること。

3 受付場所

事務局（第5章第8節参照）

4 参加資格確認申請書類の受付期限

令和5年6月26日（月） 15時まで

5 参加資格確認結果の通知

参加資格確認結果は、参加資格確認申請を行った応募者に対して、令和5年6月30日（金）に電子メールで通知する。なお、参加資格を有すると認められた応募者名等については公表しない。

あわせて、本通知に「受付企業名」を記載する点に留意すること。

第4節 参考資料の閲覧及び現場確認

参考資料の閲覧及び現場確認を希望する者は、様式8により事前の申込みを行うとともに、様式9の誓約書を提出すること。

1 現場確認場所

(1) あいら清掃センター及びあいら最終処分場

鹿児島県始良市加治木町西別府 5438 番地 1

(2) 西別府一般廃棄物最終処分場

鹿児島県始良市加治木町西別府 5402 番地 2

2 閲覧に供する参考資料

竣工図書（始良清掃センター、あいら最終処分場、西別府一般廃棄物最終処分場）

3 申込の受付期間

令和5年7月3日（月）午前9時から令和5年7月7日（金）の午後3時までとする。

4 申込書類の提出先と提出方法

(1) 提出先：本市事務局（第5章第8節参照）

(2) 提出方法

ア 様式8 現場確認・参考資料閲覧申込書

必要事項を記入し、電子メールで送信し、電話にて到着確認をすること。

イ 様式9 誓約書

必要事項を記入し、郵送又は持参により提出すること。提出方法については、あらかじめ上記の提出先まで電話にて連絡すること。なお、持参にて提出する場合の受付は現場確認当日でも可とする。

5 参考資料の閲覧及び現場確認の期間

令和5年7月11日（火）から令和5年7月14日（金）までの午前9時から正午及び午後1時から午後4時までとする。

6 留意事項

(1) 参考資料の閲覧及び現場確認を行う時間は、午前又は午後を1単位（最大3時間）とし、1社あたり、1単位までとする。なお、申込状況によっては、本市にてスケジュール調整を行うので、これに従うこと。また、開始時間については各社の申請によるものとす

るが、終了時間については、午前の分については正午、午後の分については午後 4 時とする。

- (2) 参考資料の閲覧及び現場確認にあたっては、確認する者の所属企業が確認できる身分証明書を携帯し、本市の求めに応じてこれを提示すること。

第 5 節 質疑受付

1 要求水準書等及び現場確認等に関する質疑書に関する質疑の受付

本市は、要求水準書等及び現場確認等に関する質疑を次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間：令和 5 年 7 月 11 日（火）午前 9 時から令和 5 年 7 月 18 日（火）午後 3 時までとする。
- (2) 質疑方法：質疑書（様式 10）に質疑内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出することとし、必ず電話にて着信を確認すること。これ以外（電話、口頭等）による質疑は受け付けない。
なお、質疑がない場合は、「質疑なし」と記載した質疑書を提出すること。
- (3) 提出先：質疑の提出先は事務局（第 5 章第 8 節参照）とする。

2 質疑に対する回答

- (1) 回答日：令和 5 年 7 月 31 日（月）午後 5 時までに回答
- (2) 回答方法：本市は、質疑に対して、質疑書を提出した全社分の回答を取りまとめ、本市のホームページにおいて公表する。
なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しないととも、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質疑については、回答しない旨を回答書に記載することがある。

第 6 節 技術提案書類の提出

応募者は、技術提案書類（技術提案書及び価格提案書）を、次のとおり提出すること。

1 提出書類

第 6 章第 2 節に示す書類を提出すること。

2 提出方法

郵送又は持参によるものとし、受付期限までに受付場所に必着すること。

3 受付場所

事務局（第 5 章第 8 節参照）

4 技術提案書類の受付期限

令和 5 年 9 月 4 日（月） 15 時まで

第 7 節 辞退

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、辞退する場合は、技術提案書類の提出期限までに、参加辞退届（様式第 13 号）を提出すること。

第8節 事務局

本事業の事務局は、次のとおりとする。

始良市役所 市民生活部 生活環境課 施設管理係（始良クリーンセンター1階）

〒899-5241 鹿児島県始良市加治木町木田 5348-26

（E-mail）s-kanri@city.aira.lg.jp

第9節 留意事項

技術提案書類の提出に関する留意事項は、次のとおりである。

1 公正な公募の確保

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触することのないように留意すること。また、応募者は、実施要領に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。

2 書類の差し替え等の禁止

応募者は、技術提案書類の提出期限以降における書類の差し替え及び再提出をすることができない。

ただし、本市が指示する場合の書類の差し替えは、この限りではない。

3 公募手続きの延期等

本市は、公告後において公募手続を延期、中止、または取り消すことがある。

4 費用の負担

本事業の公募に要する費用（延期、中止、取り消し時も含む）は、応募者の負担とする。

5 技術提案書類の取扱い

著作権 : 応募者に帰属する。

特許権 : 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うこと。

技術提案書類の使用： 提出された技術提案書類は、事業者の選定に関わる開示以外に応募者に無断で使用しない。なお、提出された技術提案書類は返却しない。

6 本市が提供する資料の取扱い

応募者（辞退者を含む）は、本市が提供する資料を、本事業に係る検討以外の目的で使用することはできない。

7 その他

本市が提示する資料及び質疑回答書は、要求水準書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

第6章 提出書類

第1節 参加資格確認申請書類

応募者は、以下の提出書類を正本1部及び正本の複製1部（白黒コピー可）の計2部提出すること。

様式	提出書類	応募者 (代表企業)	協力企業
様式第2号	参加資格確認申請書	○	—
様式第3号	会社概要調書	○	○
様式第4号	応募者の構成	○	○
様式第5号	配置予定技術者調書	○	—
様式第6号	委任状	○	—
写し	法人登記簿謄本	○	○
写し	納税証明書	○	—
様式第7号	長期包括運營業務及び基幹的設備改良 工事に関する受注実績	○	○

第2節 技術提案書類

応募者は、以下の提出書類を指定の部数提出すること。

様式	提出書類	応募者 (代表企業)	指定部数
様式第11号	技術提案書	○	正本1部 副本11部
様式第12号	価格提案書	○	正本1部
—	電子データ ※技術提案書の副本のみ	○	1枚 (CD-Rなど)

第3節 辞退届

参加資格を有する旨の通知を受けた応募者が、辞退する場合は、以下の提出書類を提出すること。

様式	提出書類	応募者 (代表企業)	指定部数
様式第13号	辞退届	○	正本1部

第7章 提出書類作成要領

第1節 一般的事項

応募者は、各種提出書類の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- 1 使用する言語、単位及び通貨は、日本語、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位及び日本国通貨に限る。
- 2 様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。
- 3 提出書類は様式集の順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして提出すること。

第2節 技術提案書

応募者は、技術提案書の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- 1 様式集に示す所定のページ数以内（A3版は2枚と計上）の記載内容とすること。
- 2 文字サイズは10.5ポイント以上（図表は含めない）とすること。
- 3 各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふること。
- 4 企業名は正本には記載するが、副本は本市が送付した参加資格確認結果通知に記載された「受付企業名」を記入すること。
- 5 着色は自由とし、図表、絵及び写真等を使用してよい。

第3節 価格提案書

応募者は、価格提案書の作成にあたって、以下の事項に留意すること。

- 1 価格提案書は封筒に入れ、密封して提出すること。
- 2 価格提案書には消費税を加えないこと。

第8章 審査方法

応募者は、プレゼンテーション・ヒアリングにあたって、以下の事項に留意すること。

第1節 選定委員会による審査

本事業の履行に最も適した契約の相手方を選定するため「(仮称) あいら清掃センター等次期包括的民間委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)を設置し、審査及び評価を実施する。

なお、技術提案書類を提出した応募者が1社の場合であっても、質疑の回答を実施の上、選定委員会の審査により当該応募者の選定の可否を決定する。

第2節 プレゼンテーション・ヒアリング

1 実施日 令和5年9月29日(金)(予定)

※実施場所・時間等は後日通知する。

2 選定委員会でのプレゼンテーション・ヒアリングは公開とするが、審査及び採点は非公開とする。

3 プレゼンテーション・ヒアリングの手順等

(1) 出席者は計3名以内とする。

(2) プレゼンテーションは、応募者が提出した技術提案書(拡大したもの、又はプロジェクター等を使用した拡大映像の使用も可)のみを使用し、新たな資料提示は認めないものとする。

(3) スクリーン及びプロジェクターは本市で用意するが、スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクターは「Canon LV-WX300UST」を使用するため、パソコンとの互換性、入力端子等について確認しておくこと。

(4) プレゼンテーションの持ち時間は30分以内とし、その後に選定委員会からのヒアリング(質疑)を15分程度行う予定とする。

第3節 審査基準

1 審査項目及び審査基準の概要は、「優先交渉権者選定基準」のとおりとする。

2 技術提案書の評価は、全選定委員の評価平均点を得点とする。小数点以下になる場合は、小数点以下第2位を切り捨てとし、小数点第1位までの点とする。

3 技術評価点が1位の者を優先交渉権者に決定し、次に得点の高かった者を、次点の優先交渉権者とする。

4 技術評価点が最も高い提案が2者以上ある場合は、選定委員の投票により決定する。

第4節 選考結果

選考結果は、令和5年10月4日(水)(予定)までに、本市のホームページで公表するとともに、書面で通知する。また、優先交渉権者は事業者名と得点、それ以外の者は事業者名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

第9章 事業者の決定後の対応

第1節 契約手続き等

本事業の事業者として決定した場合、以下の事項に留意すること。

- 1 締結にあたっては事業者が提示した価格提案書の金額を上限として交渉を行い、協議の整った金額に100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。
- 2 契約期間中に消費税の税率が変更された場合、本市は当該変更後の税率に基づいた税額を負担するものとする。

第2節 契約を締結しない場合

事業者として決定した場合においても、下記の事項に該当する事象が発生した場合は、契約を締結しない場合がある。

なお、本市は優先交渉権者に対して一切の費用負担を負わないものとし、当該事象が確認された段階で次点交渉権者と契約交渉を行うものとする。

- 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に関する事項
 - (1) 法第49条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 法第50条第1項の規定による納付命令を行い、同条第5項又は法第52条第5項の規定により当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 法第49条第6項又は第50条第4項の規定による審判の請求をした場合において、法第66条の規定により当該請求に対する審決(同条第3項の規定による原処分全部を取り消す審決を除く。)がされたとき(法第77条の規定による審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (4) 法第77条の規定によりこの審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。
- 2 反社会的勢力の排除
 - (1) 役員等(法人である場合の役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。その後の改正を含む。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有するもの(以下本項において「暴力団関係者」という。)であると認められるとき。
 - (2) 暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用していると認められるとき。

第10章 事業の条件

第1節 事業に関する条件

1 本件施設の使用

事業者は、本事業を実施するために必要な範囲において、本件施設を無償で使用できるものとする。

2 本市が支払う委託料

(1) 委託料の内訳

本市は、事業者に対し、本事業の対価として委託料を支払う。

委託料は、固定費（固定費 i + 固定費 ii + 固定費 iii）に係る料金と変動費に係る料金で構成されるものとし、それぞれの内容を以下に示す。

$$\text{委託料} = \text{固定費部分（固定費 i + 固定費 ii + 固定費 iii）} + \text{変動費部分（変動費）}$$

種類	概要	項目
固定費	固定費 i 人件費、事務費、負担金、保険料など運営に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費（運転管理、保守点検） ・事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料等） ・負担金（負担金、公課費等） ・保険料等
	固定費 ii 運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・測定・分析及び点検・検査等の費用 ・電気（基本料金）、水道、薬品、活性炭、燃料、その他の消耗品 ・建築設備保守 ・清掃、環境整備、降灰の除去及び除雪
	固定費 iii 補修費	<ul style="list-style-type: none"> ・プラント、建築設備補修（部品、材料その他補修に係る経費等を含む） ・定期整備
変動費	一般廃棄物等の処理・処分の量によって、変動が生じる電力購入費をいう。	<ul style="list-style-type: none"> ・電力購入費（基本料金部分は除く）

(2) 委託料の支払方法

委託料の支払いは固定費、変動費ともに以下のとおり毎月払いとし、詳細は事業契約において定めるものとする。

変動費については、各年度におけるごみ搬入見込量に対して、当該年度のごみ搬入実績量が 5%以上の増減があった場合、本市と事業者との協議により変更を行うことができるものとする。

種 類		支払金額	支払時期
固定費	固定費 i	各年度の固定費を 12 で除した金額を基本とし、これに消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。 なお、1,000 円未満の端数が生じた場合は、最終年度の月で調整する。	当該月の業務の完了を甲が確認した後、乙が発行する請求書を受領してから 30 日以内に支払うものとする。
	固定費 ii		
	固定費 iii		
変動費	変動費	各年度の変動費を 12 で除した金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額とする。 なお、1,000 円未満の端数が生じた場合は、年度の最終月で調整する。	当該月の業務の完了を甲が確認した後、乙が発行する請求書を受領してから 30 日以内に支払うものとする。

(3) 価格提案にあたっての留意事項

ア 応募者は、運営期間中の固定費の金額と、変動費の金額を提案すること。

イ 応募者は、運営期間中の各年度の委託料支払いの平準化に配慮した提案を行うこと。

3 リスク管理の方針

(1) 基本的考え方

本事業における運転及び維持管理の責任は、原則として事業者が負うものとするが、本市が責任を負うべき合理的な理由がある場合は、別途、事業者との協議により、本市が責任を負うものとする。

(2) リスク分担

本事業において、予想されるリスク及び本市と事業者との責任分担は、要求水準書に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

4 保険

(1) 本市は火災等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、以下の保険に加入している。

○ 建物総合損害保険

(2) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本市は事業者に対して損害賠償請求権を有する。

(3) 事業者は、第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

5 資金調達

事業者が業務実施に際し、必要となる資金等を金融機関等により調達することを想定する場合は、金融機関等より資金調達に係る融資確約書等を徴求する等の対応により、資金調達が確実に行われるよう配慮すること。

6 地域経済への配慮

- (1) 雇用については、地元採用に配慮すること。
- (2) 関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。
- (3) 外部委託、請負等が必要な場合、地域経済や地元企業の育成・貢献に配慮すること。

7 情報提供について

事業者は、本事業の履行にあたり、運転状況等について技術的な見解を示す場合及び設備状況に関する書類、図面並びに写真等の資料について、本市への必要な情報の提供を行うものとする。

8 本事業の委託

事業者は、本事業の全部もしくは一部を外部に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事業者があらかじめ書面により、本事業の一部について、地元企業等の外部に委託、または請け負わせることについて、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

9 委託料の見直し

運営期間中において、物価変動等により本事業の委託料が明らかに妥当でないと本市及び事業者が認めた時は、本市及び事業者が協議のうえ、委託料の見直しを行うことができるものとする。

10 事業者が受けるペナルティ

事業者が業務を委託する計量証明事業者による分析結果等により、排ガスや処理水が性能保証値を満たさない状況が確認された場合、業務水準内容が要求水準書及び基本設計図書等に定める事項を満足していない場合は、契約書に定めるペナルティポイントに応じて、翌月以降の固定費の運転管理費分から運転管理費の減額を行う。

第2節 事業の継続が困難となった場合の措置

1 事業者の責めに帰すべき事由

(1) 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となった場合、またはその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出、実施を求めることができる。

また、本市が指示する期間内に改善することができなかつた時は、本市は事業契約を解除することができる。

(2) 事業者が倒産し、または事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。

(3) 前2号の規定により、本市が事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由

(1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

(2) 前号の規定により事業者が事業契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことができない事由

不可抗力その他本市、または事業者の責めに帰すことができない事由により、事業の継続が困難となった場合、本市と事業者は事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本市、または事業者は事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、「業務委託契約書（案）」に定めるとおりである。

第3節 本市による本事業の実施状況のモニタリング

本市は、契約に基づき提供される運転・維持管理業務の要求水準を確認するため、本事業の実施状況のモニタリングを次のとおり行う。詳細については、「業務委託契約書（案）」に記載するとおりである。

なお、会計帳簿書類及び経理規定は、事業者の企業と分離して設け、本市の要求がある場合は、経理書類の開示を行うとともに、本市による監査業務を受入れること。

1 財務状況

事業者は、本市に対し、事業年度終了後3ヵ月以内に、公認会計士等の監査を経た決算報告書の写しを提出するものとする。

本市は、必要に応じて、事業者に対し、随時財務状況等の報告を求めることができる。

2 事業実施状況

本市は、事業者が提出する運転日誌、業務日報、月次事業報告書及び年次事業報告書等により、事業者の事業実施状況のモニタリングを行う。また、本市は、施設の運転管理業務等の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により、事業者の事業実施状況の確認を行う。

さらに、事業者が実施する本事業について、その内容が適正な業務水準であるか定期的にモニタリングを行う。この時、本事業の内容が過剰な場合と未達である場合には、適正な事業水準となるよう双方で協議し、未達の場合には、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。

モニタリングは、本市職員により行うことを基本とし、必要に応じて専門家を交えて行う。

3 事業の改善勧告

本市は、事業者が事業契約に基づく関係書類に定める要求水準を充足していないことが判明した場合、事業者に対し改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出、実施を求めることができる。

本市は、事業者に対して改善勧告を行った場合、事業者に支払う委託料の減額を行うことがある。また、本市の改善勧告にもかかわらず、事業者が改善策を提出しない、または改善策を実行しない場合は、本市は自ら改善を行い、その費用を事業者に求償することができる。